

質問第七号

被選挙権年齢の引き下げに関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

令和一年九月十六日

浜

田

聰

参議院議長 山東昭子 殿

被選挙権年齢の引き下げに関する質問主意書

諸外国では、被選挙権年齢の引き下げが盛んに行われている。例えば、イギリスでは一〇〇六年に、フランスでは一〇一一年に、被選挙権年齢が十八歳に引き下げられた。これは、若者でも選挙による代表が十分務まる者もいるであろうし、有権者は選挙を通じて候補者を選別することができるという観点からである。

国立国会図書館のレファレンス平成二十七年十二月号「諸外国の選挙権年齢及び被選挙権年齢」によれば、下院の、被選挙権年齢が判明した百九十四か国のうち、十八歳が五十四か国（二七・八%）、二十一歳が六十か国（三〇・九%）、であり、二十五歳以上の国は少数派となっている。

一 若者への政治参加を促している昨今、被選挙権の年齢制限により、二十五歳未満（一部選挙では三十歳未満）の若手政治家が選挙に立候補すらできず、若者の声が、民主主義の代表的な形である選挙において届けることすらできないのは、令和の時代に沿っていないと考えるが政府の見解如何。

二 諸外国が被選挙権年齢を引き下げているのに、日本が被選挙権年齢を引き下げないことは、日本政府が、日本の若者に対して、「諸外国の若者に比べて未熟であるから、被選挙権を与えない」とは相当である「との逆差別をしていることになる。政府は、日本の若者は諸外国の若者と比べて未熟であると思つて

いるのか。

なお、本質問主意書については、答弁書作成にかかる官僚の負担に鑑み、転送から七日以内での答弁は求めない。国会法第七十五条第二項の規定に従い答弁を延期した上で、転送から二十一日以内には答弁されたい。また、答弁書の文字がいわゆる青枠の五ミリ以内に収まっていなくてもかまわない。

右質問する。